

令和5・6年度（中間年） 宮古市営建設工事競争入札参加資格 審査の申請について

目 次

P 2	1 申請欠格要件（申請できない者）
P 2	2 申請要件（申請する工事種別ごとの要件）
P 3	3 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと の誓約書の提出
P 3	4 申請受付期間等
P 4	5 提出書類一覧
P 8	6 提出書類の記載等について（詳細）
P10	7 主観点評価項目及び配点一覧
P12	8 技術者数の要件
P14	9 資格者名簿への登載
P14	10 その他

令和6年1月

宮古市 総務部 契約管財課

1 申請欠格要件（申請できない者）

次の（１）から（６）に該当する者は申請できません。

- （１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- （２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- （３） 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程第 10 条第 1 項の規定により資格の取消しを受け、その期間を経過していない者
- （４） 経営事項審査の審査基準日（決算日）が、**令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの期間**に属する総合評定値通知書を有していない者
- （５） 法律で義務付けられている社会保険（健康保険及び厚生年金等）への加入義務があるにもかかわらず、加入していない者
- （６） 市税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

2 申請要件（申請する工事種別ごとの要件）

申請にあたっては、次の（１）から（３）に該当する必要があります。

- （１） 次の表の左欄に掲げる工事種別に応じ、同表の右欄に定める建設工事について建設業法の規定による許可を受けている者であること。

工事種別（申請業種）		建設工事の種類（建設業の許可）
1	土木工事	土木一式工事
2	建築工事	建築一式工事
3	電気設備工事	電気工事
4	管設備工事	管工事
5	舗装工事	舗装工事
6	鋼橋上部工事	鋼構造物工事
7	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
8	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
9	機械設備工事	機械器具設置工事又は鋼構造物工事
10	塗装工事	塗装工事
11	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
12	通信設備工事	電気通信工事
13	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
14	造園工事	造園工事
15	ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事
16	消防設備工事	消防施設工事
17	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
18	鋼工作物工事	鋼構造物工事
19	防水工事	防水工事
20	水道施設工事	水道施設工事

備考

- 法面処理工事 モルタル吹付け、種子吹付け、樹脂吹付け等の工事をいう。
- 機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター等の設備）をいう。
- 塗装工事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。
- 通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事をを含む。

鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨組立工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。
防水工事 建物防水をいう。

(2) 希望する工事種別の完成工事高があること。

(重要) 経営事項審査に係る総合評定値通知書の「完成工事高」欄が「0」と記載されている場合は、完工高なしとみなします。

(3) 希望する工事種別において、工事現場ごとに、主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(重要) 登録希望する工事種別について、市営建設工事競争入札参加資格審査申請書別紙（市指定様式）の「技術者総数」欄が空欄又は「0人」と記載されている場合は、主任技術者・監理技術者を専任配置できないものとみなします。

3 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書の提出

- (1) 申請者は、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書を提出して下さい。
- (2) 本誓約書の提出がない場合は、申請を受け付けません。
- (3) 誓約書のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 確認のため、本誓約書及び追加資料等を宮古警察署又は岩手県警察本部に提供しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 上記により、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当することが確認された場合は、宮古市営建設工事の競争入札参加資格登録を認めません。

4 申請受付期間等

- (1) 申請期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで
ただし、土日祝日を除く。郵送等の場合は期限日までに必着のこと。
※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 申請方法 下記提出書類を持参又は郵送等のこと
- (3) 申請先 宮古市役所 総務部 契約管財課(〒027-8501岩手県宮古市宮町一丁目1番30号)

5 提出書類一覧

以下の表を確認のうえ、必要書類を提出して申請して下さい。

- (1) 提出部数 1部 提出書類チェックリスト(No. 1)、通知用封筒(No. 20)以外は、以下の表の書類の順番に「A4フラットファイル(No. 2)」に綴じて提出してください。
- (2) 岩手県様式については、岩手県ホームページ「令和5・6年度(中間年)県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き・様式のページ」から必要書類をダウンロードしてください。

【提出書類一覧】 ※申請者欄の代表者印はすべて「実印」を使用してください

No.	提出書類	提出対象 (主たる営業 所在地)		摘 要 ○：全申請者が提出 △：該当者が提出 ×：提出を要しない
		市内	市外	
1	提出書類チェックリスト	○	○	■ A4フラットファイルに綴らずに提出願います。
2	A4フラットファイル	○	○	■ 提出書類(通知用封筒以外)を以下の表の順番どおりにファイルに綴って下さい。(色指定なし) ■ 背表紙及び表紙には、 ・ 工事入札参加資格審査申請書の旨の表題 ・ 申請者名 を記載してください。
3	市営建設工事競争入札参加資格審査申請書(市指定様式)	○	○	■ 必要事項は全て記入してください。 ■ 代表者印は「実印」で押印してください。
4	印鑑証明書(写し可) ※申請書提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの	○	○	■ 法人：本店の所在地を管轄する法務局から取得して提出願います。 ■ 個人：住所地の市区町村で取得して提出願います。
5	年間委任状 (市指定様式又は岩手県様式)	×	△	■ 契約締結権限等を支店長・営業所長等へ委任する場合に提出してください。 ■ 様式に記載する委任項目すべてを委任するものとし、一部だけを委任することは認めません。
6	使用印鑑届 (市指定様式又は任意様式)	△	△	次に該当する申請者は提出して下さい。 ■ 契約締結権限等を委任しない場合で、入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印と異なるとき ■ 契約締結権限等を委任した場合 (受任者の使用印を押印すること。)
7	登記事項証明書又は身分証明書(写し可) ※申請書提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの	○	○	■ 法人：本店の所在地を管轄する法務局が発行する全部事項証明書(現在事項)又は商業登記簿謄本を提出してください。 ■ 個人：本籍地の市区町村が発行する身分証明書を提出してください。
8	次のいずれかの書面 ・ 建設業許可通知書(写し) ・ 建設業許可証明書(写し可)	○	○	■ 建設業許可更新中の場合は、その更新申請時に提出した建設業許可申請書(建設業法施行規則様式第1号)の写しを提出してください。
9	経営事項審査の総合評定値通知書(写し)	○	○	■ 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間のものに限ります。 ■ 資格審査申請期間内に総合評定値通知書写しの提出が困難な場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出して下さい。 ■ 総合評定値通知書を受け取り次第、直ちに当該写しを提出してください。

10	年間平均完成工事高 (岩手県様式第4号)	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 希望する工事種別の完成工事高が、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合は提出して下さい。 (詳細：8ページ参照)
11	工事経歴書 (岩手県様式第3号)	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 希望する工事種別の完成工事高が、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合は提出して下さい。 (詳細：8ページ参照)
12	技術職員名簿 直近の経営事項審査申請時に 許可行政庁あてに提出した 「技術職員名簿」	○	○	<p>(全申請者が提出のこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の経営事項審査申請時に、許可行政庁あてに提出した「技術職員名簿」(別紙2)を提出してください。 (これに代えて岩手県様式第5号を提出することができます。)
	市内に主たる営業所を 有する申請者 (岩手県様式第5号)	○	×	<p>(市内に主たる営業所を有する申請者のみ追加提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県様式「技術職員名簿」により、令和6年1月31日現在の状況で作成してください。 岩手県様式の「土木CPDS」及び「建築CPD」欄には、記入不要です。
13	専任技術者証明書(写し)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可申請時・更新時に許可行政庁へ提出する専任技術者証明書または専任技術者一覧表(建設業法施行規則様式第8号または様式第1号別紙4の写し)を提出してください。 契約締結権限等を支店長・営業所長等へ委任する場合は、当該支店・営業所等に所属する専任技術者証明書の写しを提出してください。
14	アスファルトプラント保有状況調書(市指定様式)	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 舗装工事に登録希望する申請者で、宮古市内に稼働中のアスファルトプラントを有する場合は、提出してください。 様式の記載要領に基づき、必要な添付書類を添付してください。
15	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類(加入義務がある場合)	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入(または加入義務なし)が経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合は提出してください。 (詳細：9ページ参照)
16	国税納税証明書(写し可) ※申請書提出日の 直前3ヶ月以内 に発行されたもの	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について、次の納税証明書を提出してください。 個人：「その3の2」、法人：「その3の3」
17	市税納税証明書(写し可) ※ 宮古市に納税義務のある申請者は必ず提出。 ※ 令和6年1月22日以降 に発行されたものに限る	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度及び令和5年度に宮古市に納付した地方税の納税証明書を提出してください。 個人：市県民税、固定資産税、国民健康保険税の3税目 法人：法人市民税、固定資産税の2税目
18	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(市指定様式)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在において、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約して下さい。 提出がない場合は申請を受け付けません。
19	資本関係・人的関係調書(市指定様式又は岩手県様式)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 入札時の資料とします。 資本関係・人的関係が「無」の場合でも提出が必要です。
20	通知用封筒	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 宛名(返送先)を記載し、切手を貼付してください。 上記のほか、受領証の送付を希望する者は、別に1通(宛名記載、切手貼付)を添付してください。

※ 以下は、「土木工事」、「建築工事」、「電気設備工事」、「管設備工事」、「水道施設工事」の登録を希望する、「市内に主たる営業所を有する申請者」のみが提出するものです。

No.	提出書類	提出対象 (主たる営業 所所在地)		摘 要
		市 内	市 外	
21	主観点項目提出書類チェックシート（市指定様式）	○	×	<p>○：全申請者が提出 △：該当者が提出 ×：提出を要しない</p> <p>■「土木工事」、「建築工事」、「電気設備工事」、「管設備工事」、「水道施設工事」の登録を希望する申請者のみ提出願います。 ■工事成績評点を除く項目について、該当する項目に点数を記載し、自己採点してください。</p>
22	岩手県優良県営建設工事表彰等を証明する書面（写し）	△	×	<p>■岩手県優良県営建設工事表彰、岩手県の優良下請負企業表彰、優秀建設施工者岩手県知事表彰、東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰を受賞している場合。 ■平成30年度から令和4年度に表彰を受けたものが対象です。</p>
23	除排雪業務委託契約書の写し（宮古市と契約している場合でも提出が必要です。）	△	×	<p>■令和4年度、令和5年度において、国土交通省、岩手県又は宮古市から除排雪業務を受託（下請含む）している場合は、提出してください。（各年度ごとに提出） ■業務場所は「宮古市内」に限ります。</p>
24	障がい者の雇用を証明する書面（写し）	△	×	<p>■令和6年1月31日現在において障がい者を雇用している場合は、次のいずれかにより、その事実を証する書面を提出してください。 ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者雇用を義務付けられている場合は、令和5年に公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し イ ア以外の場合は、障害者手帳などの写しと、雇用を証明する書面の写し（健康保険被保険者証等）</p>
25	消防団員雇用状況確認書（岩手県様式第9号） ※記載する消防団員は、宮古市消防団員に限る。	△	×	<p>■令和6年1月31日現在において宮古市消防団員に任命されている者を雇用している場合には、様式に必要事項を記載のうえ提出してください。 ■加点评価される者には、当該申請者の経営者、役員等を含みます。 ■消防団員には、団長、副団長、分団長等を含みます。 ■岩手県の入札参加資格審査に申請している場合は、岩手県に提出した同様式の写しを提出することにより代えることができます。</p>
	健康保険被保険者証等の写し			△

26	社員名簿（市指定様式）	△	×	<p>■令和6年1月31日現在において、1年以上継続して宮古市に住所を有し且つ1年以上継続して雇用している社員（経営者を除く。）を有する場合は、様式に必要事項を記載のうえ提出してください。</p>
	健康保険被保険者証等の写し	△	×	<p>■様式に記載した社員に係る健康保険被保険者証の写しを添付してください。</p> <p>■健康保険被保険者証は、社会保険、組国保（中建国保等）に限ります。</p>
27	災害緊急時活動実施報告書（岩手県様式第7号）	△	×	<p>■過去5年（平成30年度から令和4年度）における災害緊急時対応 ア 応急復旧・救援活動等 イ 巡回パトロール 上記対応に協力した場合は、様式に必要事項を記載し、宮古市関係課、市内建設6団体などの関係機関から証明を受けたうえで提出して下さい。</p> <p>■実施したことが分かる書類（依頼文・礼状、新聞、写真、証明書等）により事実確認が可能な場合は、<u>証明欄への記載をせずに、事実確認ができる書類の写しを提出することにより証明を行うこともできるもの</u>とします。</p> <p>■<u>岩手県の入札参加資格審査に申請している場合は、岩手県に提出した同様式の写しを提出することにより代えることができます。</u></p> <p>■実施場所は「宮古市内」に限ります。</p>
28	地域貢献活動実施報告書（岩手県様式第8号）	△	×	<p>■令和3年度又は令和4年度に、 ①対価を伴わない自主的非営利活動 ②企業としての取り組み ③具体的な活動実績 ④活動内容の客観的挙証 の「基本4要件」を充足する地域貢献活動を実施している場合には、様式に必要事項を記入のうえ提出してください。</p> <p>ア 地域の社会資本の現状把握（道路清掃、花壇整備等環境美化など） イ 地域の建設業を担う次世代育成支援（就業体験受入など） ウ 地域への技術力の還元（公共施設除雪、グラウンド整備など） エ その他地域貢献活動（地域イベント等協力、交通安全運動参加など）</p> <p>■<u>岩手県の入札参加資格審査に申請している場合は、岩手県に提出した同様式の写しを提出することにより代えることができます。</u></p> <p>■提出する場合は、実施したことが分かる書類（依頼文・礼状、新聞、写真、証明書等）を添付してください。</p> <p>■実施場所は、宮古市内に限ります。</p>

6 提出書類の記載等について（詳細）

（1）年間平均完成工事高、工事経歴書

- ・令和5年10月1日の直前2年の各営業年度内及び申請書を提出する日までに着工した元請工事を中心に主な工事について記入してください。（※元請けがない場合は下請けでも可）なお、全ての工事を記載する必要はありません。
- ・「希望する工事種別の完成工事高が、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合」とは、次の例のとおりです。
 - （例1）機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事又は鋼工作物工事を申請する場合。ただし、「機械設備工事の申請について、機械器具設置工事の完工高のみによる場合」及び「ボーリング工事の申請について、さく井工事の完工高のみによる場合」は、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から完工高を直接確認できるので、提出は不要です。
 - （例2）機械設備工事又はグラウト工事の年間平均完成工事高に、合算が認められる他の建設工事（清掃施設工事又は土木一式工事）の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合

【希望する工事種別に対応した工事内容の記入要領】

- ① 機械設備工事
 - ア 対応する工事内容に限定がある場合
鋼構造物工事の工事経歴のうち水閘門の名称、規模、構造等
 - イ 完成工事高を合算する場合
清掃施設工事の工事経歴のうちごみ処理施設及びし尿処理施設の機械設備等の名称、規模、構造等
- ② グラウト工事
 - ア 対応する工事内容に限定がある場合
「とび・土工・コンクリート工事」「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の経歴のうちグラウト工事に類する薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等
 - イ 完成工事高を合算する場合
土木一式工事の経歴のうち大部分がグラウト工事の内容である薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等
- ③ ボーリング工事
「とび・土工・コンクリート工事」「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の経歴のうちボーリング工事に類する施工をした地すべり対策工事等で、集排水、さく井等の別、施工延長等
- ④ 標識設置工事
「とび・土工・コンクリート工事」「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の経歴のうち交通標識、道路標識、観光案内標識等の名称、設置数等
- ⑤ 鋼工作物工事
鋼構造物工事の工事経歴のうち鋼橋上部及び機械設備工事に該当しない、鉄塔工事、鋼製スノーシェッドその工作物の名称、製作規模等
- ⑥ 土木工事
希望する場合は、「建設工事の種類（建設業の許可）」が「解体工事」である工事の完成工事高を合算できます。
※解体工事の完成工事高は、土木工事または建築工事のいずれか一方にしか合算できません。
- ⑦ 建築工事
希望する場合は、「建設工事の種類（建設業の許可）」が「解体工事」である工事の完成工事高を合算できます。
※解体工事の完成工事高は、土木工事または建築工事のいずれか一方にしか合算できません。

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類

(経営事項審査の総合評定値通知書により保険加入を確認できないものに限る)

経営事項審査の総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかの数値等が「有」または「除外」以外（「無」等）となっている申請者は、保険の加入状況を確認するため、次の書類を提出してください。

なお、領収書については、日本年金機構の年金事務所等の「口座振替通知書」又は「納入証明書」など、払込状況を確認できるその他の書類をもって代えることができます。

ア 雇用保険加入の確認書類

労働（雇用）保険の保険料申告書（写し）＋直近1回（期）分の領収書（写し）

労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、

事務組合発行の保険料納入通知書（写し）＋直近1回分の領収書（写し）

イ 健康保険及び厚生年金保険加入の確認書類

日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書（写し）

健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組国保（中建国保等）に加入している場合を含む。）は、

直近1回分の健康保険組合の保険料の領収書（写し）＋厚生年金保険の領収書（写し）

※ 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合には、次の書類を提出してください。

・雇用保険

雇用保険適用事業所設置届の事業主控え（写し）

・健康保険及び厚生年金保険

健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え（写し）

7 主観点評価項目及び配点一覧

区分	項目	配点
成績 評点	宮古市（宮古市上下水道部含む。）が発注する工事について、平成 29 年度から令和 4 年度までの工事成績の平均	最高 30 点 90 点以上 → 30 点 86 点～89 点 → 26 点 82 点～85 点 → 22 点 78 点～81 点 → 18 点 74 点～77 点 → 14 点 70 点～73 点 → 10 点 66 点～69 点 → 6 点 65 点以下 → 0 点
		小計 30 点 （6 年間の平均成績評定点による <u>※業種ごとに計算して配点</u> ）
技術 評点	岩手県優良県営建設工事表彰等（過去 5 年）	上限 10 点 ア. 優良県営建設工事表彰 6 点 イ. 優良下請負企業表彰（岩手県） 5 点 ウ. 優秀建設施工者岩手県知事表彰の受賞者を雇用している場合 6 点 エ. 東北地方工事安全施工推進大会の優良企業（現場代理人）表彰 6 点
		小計 10 点
社会 貢献 評点	① 除雪契約（令和 4 年度、令和 5 年度）	上限 20 点（10 点/年度） （土木工事のみに配点）
	② 緊急災害対応（過去 5 ヶ年） ア 応急復旧・救援活動等 10 点 イ 巡回パトロール 4 点	14 点
	③ 地域貢献活動（令和 3 年度、令和 4 年度） ア. 地域の社会資本の現況把握 （道路清掃、花壇整備等環境美化など） イ. 地域の建設業を担う次世代育成支援 （就業体験受入など） ウ. 地域への技術力の還元 （公共施設除雪、グラウンド整備など） エ. その他地域貢献活動 （地域のイベント等協力、交通安全運動参加など）	上限 6 点（2 点/件）
	小計 40 点	

雇用 関係	④ 障がい者常時雇用（令和6年1月31日現在） 1年以上雇用	4点
	⑤ 消防団員常時雇用（令和6年1月31日現在）	2点×人数（最高8点）
	⑥ 宮古市に住所を有する社員を1年以上雇用 令和6年1月31日現在において、次の(ア)(イ)を満たす社員 (ア)1年以上継続して、宮古市に住所を有する (イ)1年以上継続して、雇用している	市内に住所を有する継続雇用社員数 ×1点 ×市内に住所を有する継続雇用社員数 ÷継続雇用社員数 (最高18点)
	小計30点	
減点	① 令和4年度又は令和5年度に、宮古市から指名停止措置を受けた	指名停止月数×(△5点)
	② 令和4年度又は令和5年度に、宮古市入札参加資格の取消しを受けた	△25点
	指名停止月数などに応じて減点	
合計	土木工事 30点+10点+40点+30点=	110点
	土木工事以外 30点+10点+20点+30点=	90点

1 工事成績評点の算出について

(1) 平成29年度から令和4年度までの6年間の間に、宮古市（宮古市上下水道部含む。）が発注した工事の平均成績評定点で算出します。

2 その他

- (1) 申請されない項目がある場合、又は提出期限までに提出されない場合（健康保険被保険者証などの添付書類を含む。）は、主観点を付与しません。
- (2) 項目ごとに計算した結果、端数が生じた項目については、小数第1位を四捨五入します。

8 技術者数の要件

- (1) 土木工事、建築工事、電気設備工事、管設備工事、水道施設工事については、下記技術者数要件表のとおり技術者数の要件が設定されています。要件表では、必要な技術者数総数及び1級相当の技術者数を示しています。
- (2) 技術者数は、工事種別ごとに集計します。
- (3) 各工事種別に対応する資格等については、P12～P13及び別添資格区分表（県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き参照）のとおりです。
- 1級相当 1級建設機械施工技士、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士
- 2級相当 2級建設機械施工技士、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、第一種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格等

技術者数要件表			
業種	格付等	資格の名称	要件（技術者数） （）内…1級相当の技術者数
土木	A	土木施工管理技士等	6人以上（4人以上）
	B	〃	3人以上（1人以上）
	C	〃	2人以上（0人以上）
建築	A	建築施工管理技士等	4人以上（2人以上）
	B	〃	2人以上（0人以上）
電気設備		電気工事施工管理技士等	5人以上（2人以上）
		〃	2人以上（0人以上）
管設備		管工事施工管理技士等	2人以上（1人以上）
		〃	2人以上（0人以上）
水道施設		土木施工管理技士等	2人以上（1人以上）
		〃	2人以上（0人以上）

※ 申請状況により、要件について変更することがあります。

〔例〕土木工事A級の場合

6人以上（4人以上）→ 1級又は2級相当の技術者数が6人以上必要であり、かつ、そのうち1級相当の技術者が4人以上必要となる。

注 上記技術者数の要件を満たしている場合でも、全ての工事種別について「経營業務の管理責任者」、「営業所専任の技術者」以外に技術者が在籍しておらず、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にない場合は、市営建設工事競争入札参加資格者となることはできません。

資格区分表

根拠	資格区分	建設工事の種類				
		土木	建築	電気	管	水道
建設業法	法第7条第2号 イ該当	△	△	△	△	△
	法第7条第2号 ロ該当	△	△	△	△	△
	法第15条第2号 ハ該当（同号イと同等以上）	△	△	△	△	
	法第15条第2号 ハ該当（同号ロと同等以上）					△
	1級 建設機械施工技士	◎				
	2級 〃（第1種～第6種）	○				
	1級 土木施工管理技士	◎				◎
	2級 〃（土木）	○				○
	1級 建築施工管理技士		◎			
	2級 〃（建築）		○			
	1級 電気工事施工管理技士			◎		
	2級 〃			○		
	1級 管工事施工管理技士				◎	
2級 〃				○		
建築士法	一級 建築士		◎			
	二級 〃		○			

根拠	資格区分	建設工事の種類				
		土木	建築	電気	管	水道
技術士法	建設・総合技術監理（建設）	◎		◎		
	建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びびコンクリート」）	◎		◎		
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				
	電気電子・総合技術監理（電気電子）			◎		
	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）				◎	
	上下水道・総合技術監理（上下水道）				◎	◎
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）				◎	◎
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎				
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）				◎	
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				◎	◎
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）				◎	◎
電気工事士法	第一種 電気工事士			○		
	第二種 〃（3年）			○		
電気事業法	電気主任技術者（第一種～第三種）（5年）			○		
水道法	給水装置工事主任技術者（1年）				○	
職業能力開発促進法	1級冷凍空調機器施工・空気調和設備配管				○	
	2級冷凍空調機器施工・空気調和設備配管（3年）				○	
	1級給排水衛生設備配管				○	
	2級給排水衛生設備配管（3年）				○	
	1級配管・配管工				○	
	2級配管・配管工（3年）				○	
	建築設備士（1年）			○	○	
	計装（1年）			○	○	
	登録基幹技能者			△	△	

注1 「◎」は、指定5業種の格付要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」にそれぞれ該当するものです。（ただし、「△」は、該当する建設工事の種類においてのみ有効。）

2 資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

3 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要します。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上を要します。

9 資格者名簿への登載

- (1) 資格審査後に令和5・6年度宮古市営建設工事請負資格者名簿に登載します。
- (2) 登載期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までです。
- (3) 資格審査の結果通知は通知用封筒（No. 20）により郵送します。（令和6年6月頃）

10 その他

- (1) 個人情報が含まれる書類は入札参加資格の審査以外には使用しません。
- (2) 不備があるものは、受け付けません。
この資料及びチェックリストにより、よく確認のうえ申請書類を提出願います。